

被保険者のみなさまへ

被扶養者異動届の提出は事由発生日から5日以内が原則※1です。

被扶養者となるためには、健康保険組合の認定を受けなければなりません。

被扶養者の異動があった場合は、5日以内に届出※2をしてください。

※1 健康保険法では、被扶養者の異動があった場合は、事由発生日から5日以内に届出をしなければならないと定められています。（健康保険法施行規則第38条）

※2「届出」とは、申請に必要な書類を事業主（会社）経由で当健保組合に提出することを言い、すべての必要書類が揃った状態です。

扶養認定日の取り扱い

下表の事由発生日から5日以内の届出により、扶養認定日から被扶養者として認定されます。

事由	扶養認定日
被保険者の資格取得時に被扶養者がいた	資格取得日
子どもが生まれた	出生日
結婚した	入籍日・婚姻日
失業給付の受給が終了した	失業給付受給終了の翌日
同居により要件を満たした	同居した日
収入減少により要件を満たした	収入が減った日

・事由発生日から5日以上経過後の届出は、書類届日の認定となりますのでご注意ください。

・子どもが生まれた場合のみ事実が発生した日まで遡って認定日とします。

・いずれの場合も、審査の結果、被扶養者としての認定要件を満たしていることが確認でき、被扶養者として認定された場合の取り扱いになります。届出することで必ずしも被扶養者になれるということではありません。

・明確な事由発生日が確認できない場合は、届出日を認定日とします。

扶養削除日の取り扱い

被扶養者異動届を、事由発生日から5日以内に届出が必要です。

事由	扶養削除日
就職したとき	就職したとき・または被保険者資格取得日
死亡した	死亡日の翌日
離婚した	離婚日
失業保険給付の受給を開始した	受給開始日
収入が増えた・増える見込みとなった	収入増が明らかになった時点

・届出が遅れた場合でも、事実が発生した日まで遡って被扶養者認定が削除された場合には、その間の保険証使用分（保険給付・医療費の保険者負担分）の全額を返還していただくこととなりますのでご注意ください。